

第34回 農業委員会総会議事録

平成29年4月27日開会

中標津町農業委員会

平成29年4月27日、第34回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

- 1番 和 泉 光 広
- 2番 後藤田 宏 幸
- 3番 高 橋 正 一
- 4番 赤波江 信 二
- 5番 佐 野 弥奈美
- 6番 國 光 達 男
- 7番 小 林 亨
- 8番 飯 島 浩
- 9番 中 村 正 生
- 10番 笠 原 康 博
- 11番 氏 家 康 夫
- 12番 杉 本 公 也
- 14番 本 田 芳 明
- 15番 纒 坂 尚 久
- 16番 金 刺 健四郎
- 17番 安 田 稔
- 18番 戸 田 重 勝

本日欠席した委員

- 13番 本 田 信 幸

付議した案件

- (イ) 議案第110号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ロ) 議案第111号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (ハ) 議案第112号 現況証明願いについて
- (ニ) 議案第113号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ホ) 議案第114号 農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について
- (ヘ) 報告第62号 農業経営改善計画認定について

本日出席した職員

事務局長	奥山正行
庶務係長	桐島秀一
農地係長	葛西利光
係	本田文子

(開会 10時30分)

議長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、17名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第34回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
7番、小林 亨 委員。
8番、飯島 浩 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を、事務局長から報告致します。

事務局長 3月21日の総会以降につきまして会務報告をいたします。
項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。
3月22日、札幌市にて第82回北海道農業会議総会が開催され会長が出席しております。なお総会の席上で平成28年度農業委員・農業委員会職員永年勤続表彰が執り行われ安田会長が在任17年7ヶ月で受賞されております。
同日札幌市で平成28年度農業委員等研修会が開催されまして、会長、会長代理、農業委員、事務局職員あわせて7名が参加しております。
3月25日、農業後継者結婚祝賀会が開催されております。
3月30日役場302号会議室におきまして中標津町農業振興協議会が開催され、太陽光発電施設設置のための、農用地区域からの除外が1件、牛舎、飼料庫及びバラ

グーンの設置のための農業用施設用地への用途変更が4件あり申請通り承認されております。会長、会長代理、事務局長が出席しております。

次に、平成29年度根室地方農業委員会連合会定期総会、平成29年度根室地方農業者年金協議会総会、並びに平成29年度第1回地区別農業委員会会長・事務局長会議が4月13日、中標津町総合文化会館「しるべつと」で開催され、会長、会長代理、事務局長、庶務係長が出席しております。

根室地方農業委員会連合会定期総会の議事では、平成28年度の事業報告、決算報告、監査報告、平成29年度の事業計画、予算等審議し承認されたところであり、引き続き根室地方農業者年金協議会定期総会では平成28年度の事業報告、決算報告、監査報告、平成29年度の事業計画及び予算を審議し決定をみたところであり、総会終了後、北海道農業会議が主催の平成29年度第1回地区別農業委員会会長・事務局長会議が開催され、主催者として農業会議 多田副会長、幡野次長が出席され行われました。協議事項としまして平成30年度農業・農業委員会関係予算並びに政策要望に向けた検討について、5月29日に東京で行われる、北海道選出国會議員に対する要請集会における要請事項として原案が示され検討しております。4月18日から22日まで自費によります農業委員道外視察研修では、委員17名が参加し鹿児島県外訪問し研修を行っております。

最後に、4月25日に札幌市にて平成29年度第1回常設審議委員会が開催され、審議員として会長が出席しております。審議委員会終了後、地方農業委員会連合会会長会議が開催され、北海道農業会議会長・副会長・専務理事候補者選考委員会の設置及び、北海道農業会議幹事選考会の設置について協議しております。

以上会務報告といたします。

議長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、報告第95号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第95号「農地法第18条第6項の規定による解約通知」(1)について、事務局よりご説明申し上げます。議案の28ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積646,539㎡。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、採草放牧地、面積88,930㎡。3、利用権の種類、使用貸借権。4、契約期間、平成28年9月26日から平成38年9月25日まで。5、合意解約成立の日、平成29年4月13日。6、解約の理由、合意解約。

この案件につきましては、議案第172号(1)に関連するもので、農地所有適確法人へ使用貸借していた農地について、賃貸借するため、期間内解約するものです。

以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。

日程4、議案第172号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第172号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)について説明致します。3ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積646,539㎡ほか1筆、畑646,539㎡、採草放牧地88,930㎡、合計735,469㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人に賃貸借するもの。借主、賃貸借を受けて農業経営を行うもの。4、移転の方法、利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成29年5月1日から平成39年4月30日。6、価格、年869,905円。7、資金調達法、自己資金。8、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇〇頭。
9、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。
この案件につきましては、自ら構成員となる農地所有適格法人に所有農地を使用貸借設定していたものを合意解約し、改めて賃貸借とするものであります。
別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 飯島委員。

飯島委員 議案第172号(2)について説明致します。5ページをお開きください。
(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。
2、土地の表示。〇〇〇〇番地〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積37,868㎡ほか13筆、合計、畑420,879㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成29年4月27日から平成39年4月26日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。
7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。
この案件につきましては、後継者へ使用貸借していた農地について、期間満了とな

ったため、再度、使用貸借設定するものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)と(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 戸田委員。

戸田委員 上程になりました議案第172号「農地法第3条の規定による許可申請について」

(3)(4)について説明致します。8ページをお開きください。

(3)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積48,862㎡ほか25筆、利用目的、牧草畑。畑682,223㎡、採草放牧地7,985㎡、合計畑690,208㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため、使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受けて、農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成29年5月1日から平成39年4月30日。6、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。

7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、自ら構成員となる農地所有適格法人設立のため、所有農地を使用貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。11ページをお開きください。

(4)1、当事者の住所、氏名。

譲渡人、札幌市中央区北3条西6丁目、北海道知事 高橋はるみ。

譲受人、中標津町丸山2丁目22番地、中標津町長 西村穰。

2、土地の表示。字養老牛102番10、公簿、畑、現況、畑、面積12㎡ほか4筆、合計畑118.68㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、道営事業により造成した農業用水施設の地上権を移転するもの。譲受人、道営事業により造成した農業用水施設の地上権の移転を受けるもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、地上権の移転。5、価格、無償。

6、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、当事者両名の申し出により地上権の移転をしたい旨の申し出があったもので、無償譲渡するものであります。

申請地は養老牛、東当幌、南中、協和地区にかかる範囲となり、道営事業により造成された営農用水施設のパイプラインが、農地に埋設された箇所を設定された地上

権を、施設管理者変更のため中標津町へ移転するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
議案第172号について、本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程5、議案第173号「現況証明願いについて」を、上程致します。
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 飯島委員。

飯島委員 上程になりました、議案第173号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。14ページをお開きください。
(1)、申請人の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積728㎡、現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、雑種地。3、申請の理由、地目変更登記のため。
4、見取図は別紙のとおりです。
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。
住宅建設するにあたり分筆した土地について、公簿が畑で現況が雑種地となっていた土地を地目変更するものです。
当該地は農業振興地域内の農業用施設用地であり、既存の農業用施設の敷地に属するため、農地として利用できなかったことから雑種地となっております。
平成29年4月12日、第3地区推進班で事前確認した際、農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程6、議案第174号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第174号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)について説明いたします。
17ページをお開きください。
(1)1、当事者の住所、氏名、年令。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積38,930㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成29年5月1日から平成30年4月30日まで。6、価格。年974,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。
9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。
この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2)と(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 櫻坂委員。

櫻坂委員 議案第174号(2)(3)について説明いたします。
20ページをお開きください。
(2)1、当事者の住所、氏名、年令。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積77,490㎡の内75,090㎡。

利用目的、牧草畑ほか1筆。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成29年5月1日から平成30年4月30日まで。6、価格。年129,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

なお、(3)につきましても貸主が同一でありますので、貸主の氏名等省略し、一括してご説明いたします。22ページをお開きください。

(3)借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積61,535㎡の内48,000㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成29年5月1日から平成30年4月30日まで。6、価格。年50,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この2件の案件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)と(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

議案第174号について、本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程7、議案第175号「農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。

内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第175号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。25ページをお開きください。平成28年度分といたしまして、

有限会社〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇、
有限会社〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇、
株式会社〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇、
以上11件の提出がありました。

平成29年3月23日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本件は、承認されました。
日程8、報告第96号「農業経営改善計画認定について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第96号「農業経営改善計画認定について」、事務局よりご説明致します。議案の30ページをお開きください。今回につきましては、平成28年4月8日～平成29年3月31日付けで、認定のあった2件について記載しております。新規認定者は1件、再認定者は1件、以上報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これもちまして、第34回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 10時54分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年4月27日

会 長 安 田 稔

7 番 小 林 亨

8 番 飯 島 浩
